

# 特別徴収に係る市区町村内部の システム連携について(参考資料)

この資料は、市町村内におけるシステム連携の1つの方法を参考として示したものです。

平成20年4月より、介護保険料に加え、国民健康保険料(税)及び新たに創設される後期高齢者医療の保険料についても特別徴収を実施することとなりました。保険料(税)の特別徴収については、介護、国保及び後期高齢者医療の各制度間の連携が不可欠なものとなっていることから、各制度間のシステム連携方策が必要になるところであります。そこで、当該システム連携の1つの方法として、業務モデル及び連携インタフェース仕様を例示することとしましたので、ご活用ください。

なお、当該資料につきましては、あくまでも想定される1つの方法を例示したに過ぎず、この方法によらずに各制度間の連携をはかることは差し支えのないものでありますので、念のため申し添えます。

## **1. 市町村内部における、国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料の特別徴収に係る基本的な事務処理の流れ**

### **(1) 特別徴収対象者情報の入手**

各担当部署は、年金保険者から経由機関を通じて送付される特別徴収対象者情報を、市町村内の窓口部署から入手する。

### **(2) 特別徴収対象者の特定**

各担当部署は、入手した特別徴収対象者情報を基に、それぞれの被保険者データと突合させ、データが合致した者を特別徴収対象者候補として特定する。(国保においては、特別徴収の対象となる世帯判定も行う。)

### **(3) 保険料(税)額計算**

年間保険料(税)額の計算を行う。

### **(4) 特別徴収支払回数割保険料(税)額の計算**

(3)で計算された年間保険料(税)額を、特別徴収の対象となる年金の支払ごとに徴収する保険料(税)額を計算する。

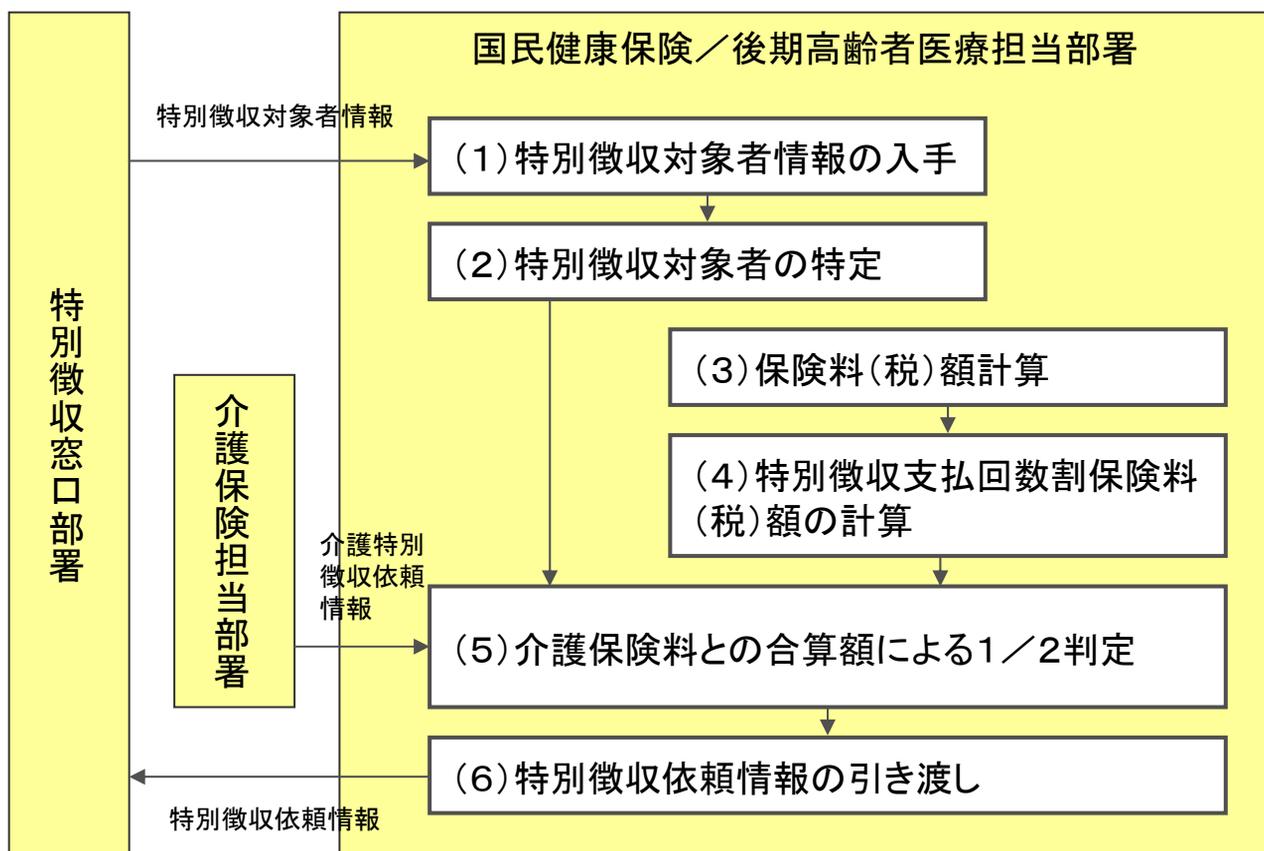
### **(5) 介護保険料との合算額による1/2判定**

国保又は後期高齢担当部署は、介護保険の支払回数割保険料額を入手し、(4)で計算された支払回数割保険料(税)額と合算し、年金額の1/2を超えないかどうかを判定し(超えた場合は普通徴収)、特別徴収依頼情報を作成する。

### **(6) 特別徴収依頼情報の引き渡し**

(5)で作成した特別徴収依頼情報を市町村内の窓口部署に引き渡し、当該窓口部署から経由機関を通じて年金保険者へ通知する。

# 国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料の特別徴収に係る基本的な事務処理の流れ図



## 2. 国保において想定される業務モデル

国民健康保険料(税)業務では、既に普通徴収を前提とした業務運用が成立しており、その上で特別徴収に関する事務処理を加えていく必要があります。

当初賦課から納入通知書の発送までを限られた日程の中で組み立てている従来の事務運用の流れを極力変えずに、特別徴収事務を加えることが重要ですが、その際に介護保険料の特別徴収依頼情報は必ず必要となります。

想定される業務モデルは、以下のとおり。

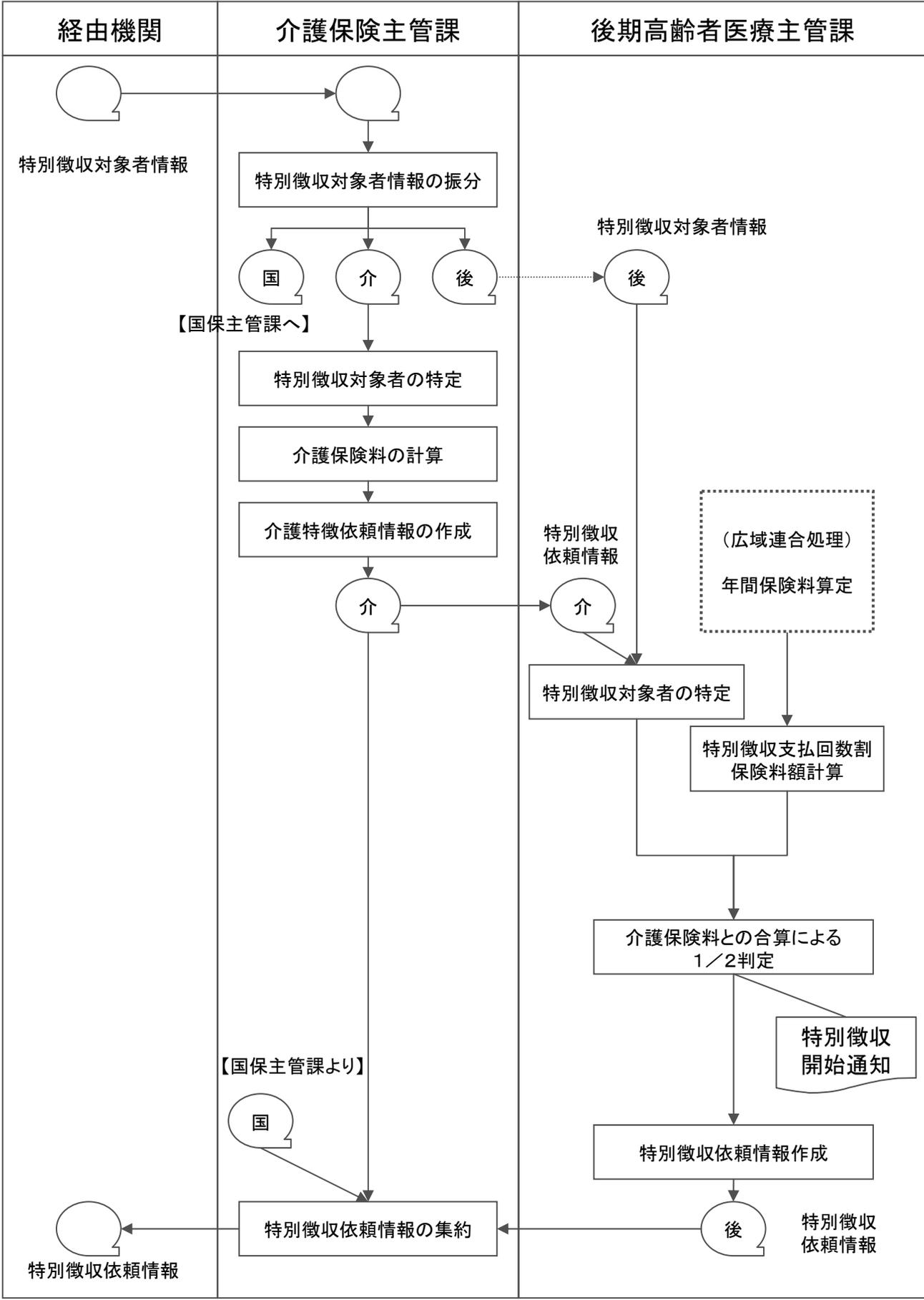
### (1) 介護保険の特別徴収依頼情報作成後に、国保の特別徴収対象者の特定を行う業務モデル(後掲の想定業務モデル「後期高齢者医療例」参照)

事務処理が比較的煩雑でなく、介護保険の特別徴収依頼情報を入手した時点から、一連の事務処理を進めても運用上支障がない。なお、後期高齢者医療においては、この形態で行うことが理想。

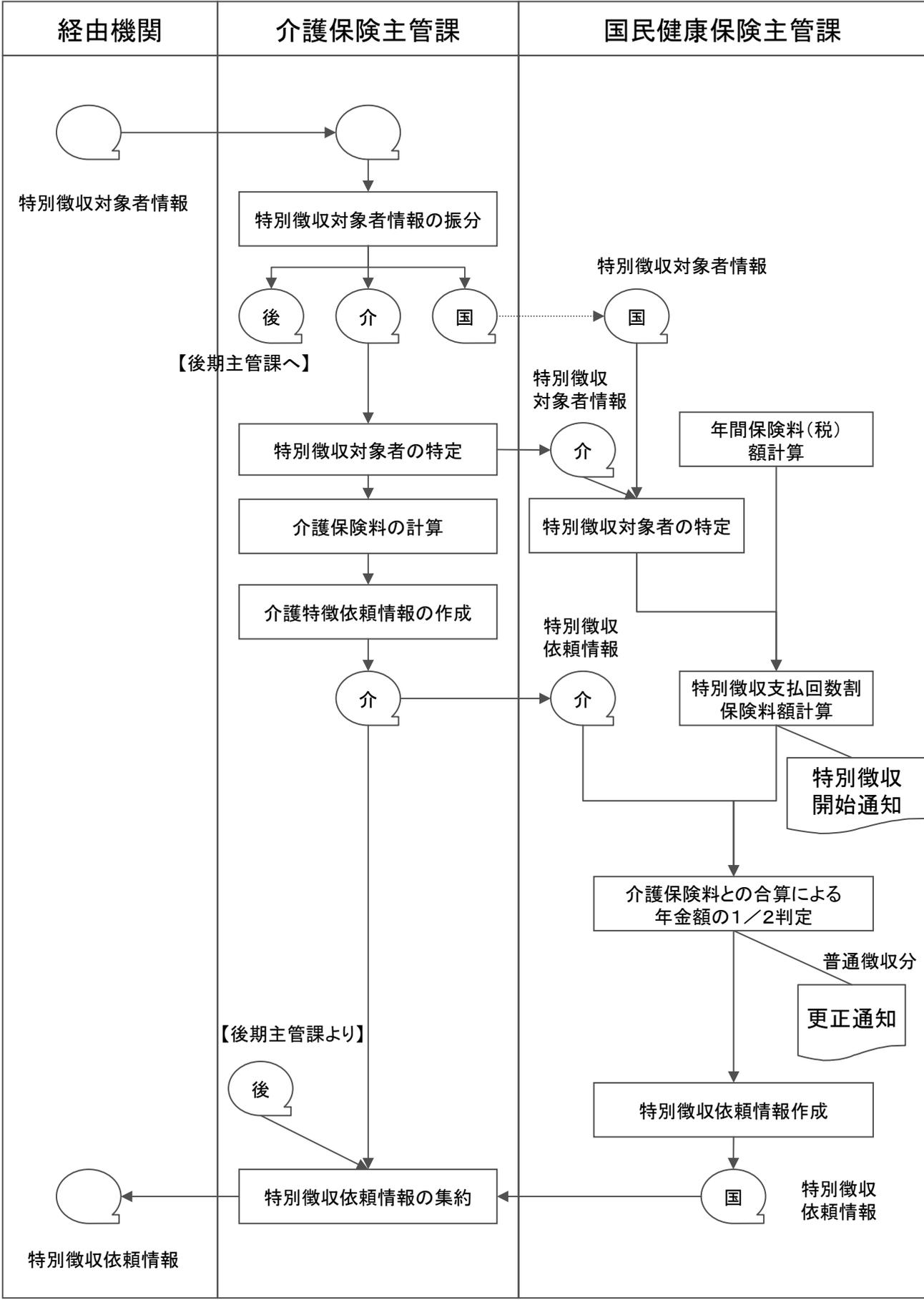
### (2) 介護保険の特別徴収依頼情報作成を待たずに、国保の特別徴収対象者の特定を行う業務モデル(後掲の想定業務モデル「国民健康保険例」参照)

従来の運用日程にあまり余裕がなく、介護保険の特別徴収依頼情報を入手する前に、処理可能な事務として国保の特別徴収対象者の特定を行う場合。

<p>想定業務モデル</p>	<p>介護保険の特別徴収依頼情報作成後に自業務の特別徴収対象者の特定を行う業務モデル（後期高齢者医療例）</p>
----------------	--



<p>想定業務モデル</p>	<p>介護保険の特別徴収依頼情報作成を待たずに自業務の特別徴収対象者の特定を行う業務モデル（国民健康保険例）</p>
----------------	--



### 3. 制度間インタフェース仕様

制度間における情報交換には4つのインタフェースが考えられます。想定されるインタフェースは以下のとおり。

	連携方向	連携情報	使用用途	備考
①	窓口部署→ 各担当部署	各制度 特別徴収対象者情報	窓口部署で各制度の特別徴収対象者情報に振り分けた情報の交換	
②	介護→ 国保／後期	介護保険 特別徴収対象者情報	介護保険において、特別徴収対象者の特定後の情報を国保及び後期高齢部署へ提供する	介護で個人を特定した情報項目が必要
③	介護→ 国保／後期	介護保険 特別徴収依頼情報	介護保険において、支払回数割保険料額が確定した情報を各制度へ提供する	介護で個人を特定した情報項目及び介護支払回数割保険料額が必要
④	各担当部署 →窓口部署	各制度 特別徴収依頼情報	各制度において、確定した特別徴収依頼情報を特別徴収窓口部署へ渡す	

①及び④については、制度毎のインタフェースであり、現在規定されている市町村と年金保険者間の特別徴収に関するインタフェース項目仕様で問題はないと考えられます。

②及び③については、介護保険の特別徴収対象者の特定結果を利用することによって、各制度において特別徴収対象者の特定作業の精度向上と特定作業の効率化が図れるものと思われます。その際、従来のインタフェース項目仕様に個人を特定する情報項目の追加を検討する必要があると思われますが、その仕様の統一化を図ることでシステム開発の効率化が期待されるため、次項にそのインタフェース仕様例を示します。仕様についてはあくまでも例示であり、仕様の採否は市町村の任意によるものであることを念のため申し添えます。

## 4. 制度間インタフェース仕様例

本仕様は、平成18年12月4日に提示した「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書(案) (社会保険庁ー国保中央会間)」のインタフェース仕様に、市町村内の制度間における情報交換仕様としての項目の追加を例示するものである。

	項目名	文字種別	桁数	属性	備考
従来インタフェース	レコード区分 ～ 各種年月日	—	—	—	従来インタフェースどおり
	各種金額欄ー金額1	数字	11	C	介護支払回数割保険料額を設定 ※1
	各種金額欄ー金額2 ～ 予備	—	—	—	従来インタフェースどおり
追加インタフェース ※2	1 介護被保険者番号	数字	10	C	介護保険の被保険者番号を設定
	2 個人コードー区分	数字	1	C	住基、外国人、住登外を識別※3 1:住基 2:外国人 3:住登外 0:識別なし
	3 個人コードー個人番号	数字	16	C	介護保険の個人番号を設定
	4 介護住所地特例	数字	1	C	0:市内住居者 1:介護住所地特例者
	5 介護捕捉年月日	数字	8	C	介護の捕捉年月日を設定
	6 介護待機フラグ	数字	1	C	0:待機なし 1:待機あり ※4
	7 予備	英数	13	C	

※1:3. 制度間インタフェース仕様に示す③『介護特別徴収依頼情報』で設定。

※2:3. 制度間インタフェース仕様に示す②『介護特別徴収対象者情報』及び③『介護特別徴収依頼情報』で設定。

※3:個人コードは住基、外国人、住登外で別々に番号管理されている場合を想定した区分。同一の番号体系で管理している場合は、0を設定。

※4:6月、8月捕捉分を10月捕捉の処理時期まで待機する際に、1を設定。